

73

町長の議会だより.....②

議員たちの攻防戦

『面白かった！びっくりした！頭に来た！...』。12月19日の議会定例会の閉会で述べた私のあいさつの出だしです。

当局の提出した議案の審議が終わった後、議員から三つの議案が提出されました。

一つ目は、藤田和寿議員が提出者となった「町有地の取得に関する決議について」です。二つ目は、大塚邦子議員が提出者となった「中山三星建材(株)工場跡地の買収事務等の調査に係る決議」、三つ目は、同じく大塚議員から提出された「平成20年6月18日付け吉監第9号の監査結果報告書に係る決議」です。

傍聴席は、町民の皆さままでいっぱい、熱気がムンムンしていました。この日、傍聴に来られた皆さまには、この三つの議案をめぐる議員同士の熱い議論のバトルはどのように映ったのでしょうか。一人の町民の方が帰りがけに私に言った言葉が印象的でした。『こいつら(議員たち)は、

一体何をやっているんだ。町民のことも何にも考えていない議員が多すぎるな。町長、何とかしろ。いいか。』でした。そう言われましても、議員の皆さま方のことですので、私が何とかできるものでもなく、困ってしまうのですが...

三つ提出された議案をめぐる議員同士の熱いバトルに触れる前に、その議案の前提となった議会の中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会(以下「特別委員会」)の最終報告について少しばかり見てみましょう。

特別委員会の最終報告

12月議会定例会の初日の12月5日に、特別委員会から最終報告がありました。特別委員会が行った跡地買収に関する事務検査の結論は、意見として、①中山三星建材(株)工場跡地買収について「行政財産を取得する要件を満たしていなかった。」②売却することについて「売却は差し支えない。」と、それぞれ結論を下しています。

まず、「行政財産を取得する要件を」満たしてはいたのか、2点目は「中山三星建材(株)工場跡地を工場用地として売却することの是非は」、3点目は「売却は非であるとしたら、中山三星建材(株)工場跡地の具体的な利活用方策は」、4点目は「中山三星建材(株)工場跡地を取得したことによって、町民は損害を被っていないのか」、5点目は「損害を被っているとすれば、その損害をどんな形で補てんすればよいか」です。

これに対し、最終報告書では、1点目、2点目、3点目について明確な見解を出してくださいました。しかし、4点目の「損害の有無」と5点目の「損害の補てんの仕方」については、答えがありませんでした。この2点について、特別委員会の藤田委員長は、『今後売却できた場合にどうなるか。損害額の認定が難しい。(12月6日付け朝日新聞朝刊)』と発言しておられます。

最終報告が置き去りにしたもの

「行政財産としての取得の要件を満たしてはなかった。」とする結論は、町民の皆さま方にとって聞き慣れない行政用語だけに何を意味するか理解されるのが少しばかり難しいと思われませんが、ここが中山三星建材(株)工場跡地の買収問題の核心部分ですので、少し噛み砕いてお話しします。この結論は、『この工場跡地は、何の利用目的もなく買ったものであり、法の定めを守らずに、買っては

不可解な特別委員会の委員長の姿勢

ここで、12月19日に行われた特別委員会の最終報告を前提として議員から提出された三つの議案をめぐる議員同士の熱い議論をのぞくことにしましょう。特別委員会を委員長としてリードされたのは、他ならぬ藤田議員でありました。特別委員会は、実に緻密

町のみなさん、お元気ですか。



満たしてはなかった。」と結論を下した理由ですが、「取得を審議する議案には、総合運動公園用地や多目的広場用地と記載し、公共財産として利用することを決定した行政財産の取得形態を整えているが、議案審議において当時の町長が「検討委員会において結果によっては売却もあり得る」との主旨の発言があり、行政財産としての取得要件を欠いていたと判断する。」と述べています。

次に、「売却は差し支えない。」と結論を下した理由ですが、「当該町有地は、工業地域の用途が設定されている中にある土地である。また、公

な調査を重ねられ、「工場跡地の買収は、行政財産の取得の要件を満たしてはなかった。」と結論付けられてこの買収問題の核心を突いたばかりか、9月24日の中間報告の際には、「監査委員が行った監査報告について「利害を調整する権限」は監査委員に与えられていないとして特別委員会の調査対象から除外されました。さらに、片山議員の質問に答えて、「監査報告は不適切」と切って捨てられました。

その藤田議員が、「平成14年度に行われた中山三星建材(株)工場跡地買収並びに利用に係る町の事務処理は、中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の最終報告のとおりである。」と記載された「中山三星建材(株)工場跡地の買収事務等の調査に係る決議」の議案に反対され、当局に最小の経費で最大の効果を上げる行政運営を求め、内容と監査委員に公正不偏の態度で服務するように求める内容を記載した「平成20年6月18日付け吉監第9号の監査結果報告書に係る決議」の議案にも反対されました。また、この2つの議案には、特別委員会の委員となって、最終報告書をまとめられた枝村和秋議員も反対されました。議案に記載された内容は、特別委員会の最終報告に記載されていた内容と同じ趣旨のものでありましたので、この議案の記載内容だけを見て判断すると、藤田議員と枝村議員は、自分たちで調査して結論付

けた「中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の最終報告」を自ら否定したことになるのではないかと感じました。特別委員会の委員長であった藤田議員のこの表裏定まらぬ行動は、この日議場にいた人だけでなく、このことを伝え聞く多くの人々にも疑心暗鬼をかきたてるものであったことは間違いありません。

私は、9月議会定例会の「行政報告」の中で、議会に対して、次の5点について町民の皆さま方に明確な見解を明らかにしていただくようお願いしました。

1点目は「中山三星建材(株)工場跡地の取得は地方自治法などに定められた行政財産としての取得の要件を

満たしてはいたのか、2点目は「中山三星建材(株)工場跡地を工場用地として売却することの是非は」、3点目は「売却は非であるとしたら、中山三星建材(株)工場跡地の具体的な利活用方策は」、4点目は「中山三星建材(株)工場跡地を取得したことによって、町民は損害を被っていないのか」、5点目は「損害を被っているとすれば、その損害をどんな形で補てんすればよいか」です。

何はともあれ、「中山三星建材(株)工場跡地の買収事務等の調査に係る決議」の議案は否決されました。そして、この議案に反対された藤田議員と枝村議員の行動によって議会の意思がよく分からなくなりましたので、折りを見て、記載内容が判然としないうちに「町有地の取得に関する決議について」の発議者である藤田議員には、説明をお願いしたいと考えています。この決議には、「今後も開かれた議会を目指し、...」とありましたので、拒絶されることはないはずですが。